

土木事務所の機能強化について

土木事務所では、道路、河川等の公共土木施設の維持管理を担うとともに、市民の皆様のいのちと暮らしを守るため、自然災害による被害の未然防止や災害復旧に最前線で取り組んでおります。建設局においては、これまでから予防保全型の維持管理の推進や土木保全技術職の採用などを進めてまいりましたが、近年、より頻発・激甚化する災害に的確に対応していくためには、土木事務所の更なる機能強化が不可欠です。

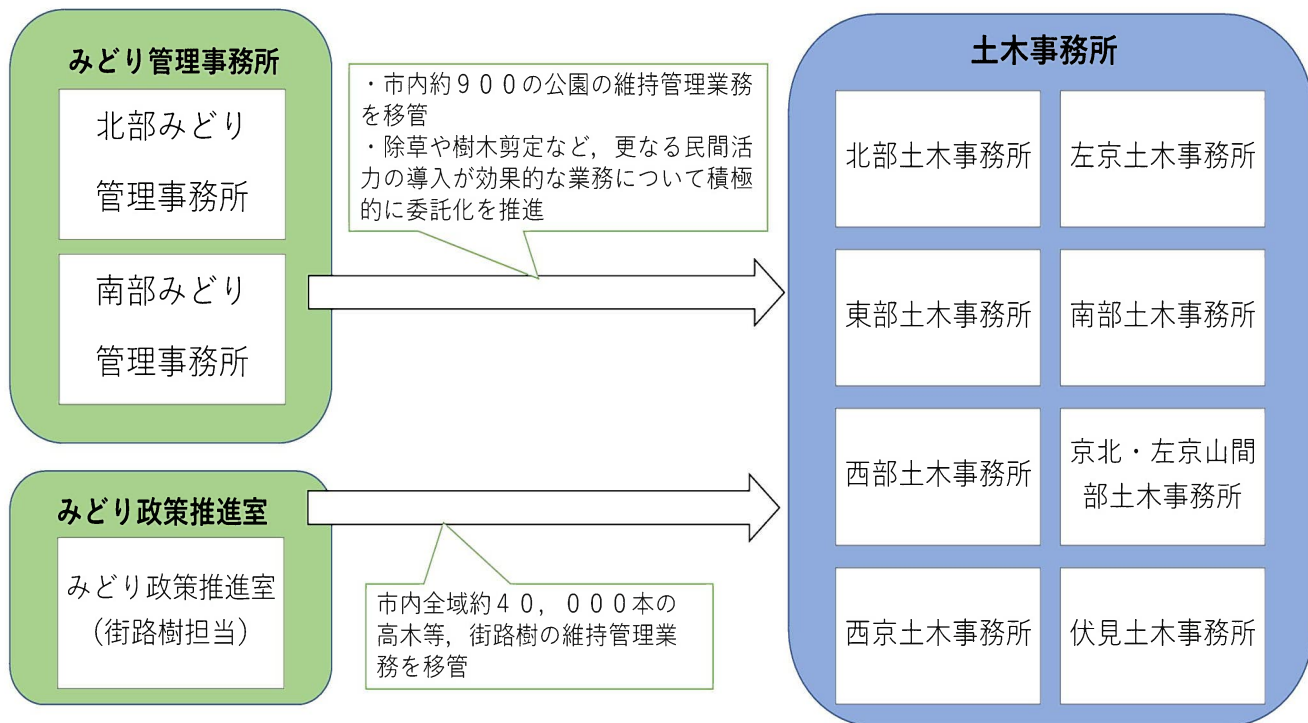
このため、土木事務所とみどり管理事務所の統合等の組織改正を検討しておりますので、御報告いたします。

1 組織改正の概要

令和5年度当初に、みどり管理事務所が行っている公園の維持管理業務を土木事務所に集約し、両事務所を統合するとともに、みどり政策推進室が所管する街路樹の維持管理業務を土木事務所に移管し、道路、河川、公園、街路樹など、全ての公共土木施設を一元的に管理する体制を構築する。

あわせて、除草や樹木剪定など、民間活力の更なる導入が効果的な業務について積極的に委託化を推進することにより、業務執行体制の効率化を図る。

<組織改正のイメージ>



2 組織改正の目的

(1) 業務執行体制の充実強化

みどり管理事務所の人員を土木事務所に集約し、土木事務所の人員体制を増強することで、業務執行体制を強化し、即応力・対応力の充実強化を図る。

特に、公園や街路樹については、今後、市内8箇所の土木事務所で維持管理を行うことで、移動距離が短縮でき、より効率的かつ迅速な対応が可能となる。

(2) 市民サービスの向上

道路や河川、公園、街路樹など、現在は複数の部署に分かれている公共土木施設の維持管理業務を土木事務所に集約することにより、市民の皆様の御要望の窓口を一元化し、ワンストップの対応を可能とすることで、市民サービスの向上を図る。

(3) 業務の効率化

除草や樹木剪定等の業務について、一層の委託化を進めるとともに、パトロールや点検等を一体的に実施することにより、更なる業務の効率化を図る。

(4) その他

事務所の維持管理経費の縮減を図るとともに、統合後のみどり管理事務所跡地について、有効活用を検討する。

3 今後のスケジュール

令和3年度	業務内容や組織体制の検討・調整
令和4年度	更なる業務の委託化の実施 市民・事業者の皆様への周知
令和5年度当初	土木事務所とみどり管理事務所の統合